お知らせ

1009330 7月11日(火)～20日(木) 夏の県民交通安全運動

◇年間スローガン

急いでる　焦る気持ちが　事故を呼ぶ

◇サブスローガン

ありがとう　次は私が　譲ります。

■実施重点事項

子どもと高齢者の交通事故防止

▽横断歩道は歩行者優先です。運転者は必ず一時停止して進路を譲りましょう▽子どもは手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全確認を行いましょう。また、飛び出しや車の直前・直後の横断はやめましょう▽高齢者は反射材の着用や明るく目立つ色の服装を心掛けましょう▽信号機や横断歩道のある場所を横断し、左右の安全を確認しましょう

自転車の交通事故防止

▽群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入するとともに、乗車用ヘルメットの着用に努めましょう▽自転車は車両であると再認識し、信号や一時停止標識などを守って運転しましょう

飲酒運転の根絶

▽飲酒運転の危険性や違法性を認識し、「飲酒運転を絶対にしない・させない」ことを徹底しましょう▽二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを強く認識し、飲酒の量や時間に配慮しましょう

問合せ　地域安全課交通防犯係☎内線4024

1002188 パスポートの申請はお早めに

パスポートの新規発行や更新は、約8日かかります。パスポートをお持ちの人でも、有効期限が短い場合は、入国できない国もあるため注意が必要です。海外への渡航を計画している人は、確認・申請をお願いします。

問合せ　市民課市民窓口係☎内線3004

1003063 家屋の新増築など市へ連絡を

家屋（車庫、物置、サンルームなども含む）の新増築など、次に該当する場合はご連絡ください。

▽新築、増築、取り壊しをした

▽用途（使い方）を変更した

▽登記されていない家屋の所有者が変更になった

問合せ　税務課資産税係☎内線3014～3016

1010111 国民年金保険料の免除申請

所得が少なく保険料の納付が困難な場合に、一定の基準により納付が免除または猶予される制度があります。受け付けは7月からで、原則毎年申請が必要です。

申請免除制度　本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、全額または4分の3または半額または4分の1を免除

納付猶予制度　50歳未満で、本人、配偶者の前年所得が一定基準以下

その他

▽過去分は申請時の2年1カ月前までさかのぼって申請可

▽申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害年金を受け取れない場合あり

問合せ　渋川年金事務所国民年金課☎0279・22・1607

公証相談

遺言、離婚に伴う養育費、金銭の貸借、土地・建物の賃貸借、任意後見契約などのほか、公正証書に関することに前橋公証人合同役場の公証人が相談に応じます。

とき　7月24日（月）午後1時～3時30分

ところ　テラス沼田4階防災会議室405

相談料　無料

申込期限　7月19日（水）

申込み・問合せ　前橋公証人合同役場☎027・223・8277

携帯基地局からの電波によるテレビ受信障害

新しい周波数帯の電波を携帯電話用として利用するに当たり、市内の一部地域においてテレビの映像に乱れが出る恐れがあります。対象となる地域に、案内チラシが配布されますので、ご覧ください。

問合せ　一般社団法人700MHz利用推進協会コールセンター☎0120・700・012（フリーダイヤル、午前9時～午後10時）

※フリーダイヤルにつながらない場合☎050・3786・0700

広告